

# 日野町くらし応援商品券

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者へ支援するため、町内で使用できる日野町くらし応援商品券を交付します。

## 【商品券の発行額】

対象者 1人につき 2 万円分 (1 冊あたり 2 万円分の商品券)

## 【発行対象者】

令和 8 年 1 月 20 日において、町の住民基本台帳に記載されている方

【商品券の使用期間】 令和 8 年 3 月 23 日 (月) ~ 8 月 31 日 (月) まで

【町内の取扱店舗】 商品券に同封するチラシ裏面「取扱店舗一覧」をご覧ください。

【問合せ先】 役場産業振興課 (電話 72-2101)

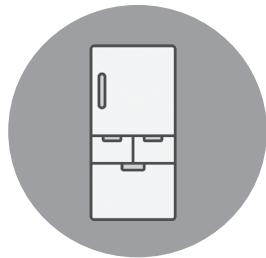
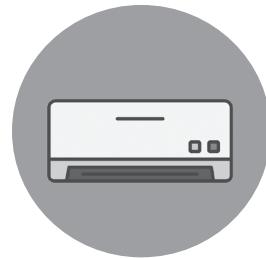


## 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

日野町

# 省エネ家電 購入促進補助金

物価高騰の影響を受ける町民の家計負担の軽減、地球温暖化対策（温室効果ガス排出削減）を図るため、省エネ家電の購入費用を補助します。



## 対象となる省エネ家電

エアコン・電気冷蔵庫・テレビ・照明器具・電気給湯器など

### 〈統一省エネラベル〉

以下を満たす製品が対象



①多段階評価点 3.0 以上

②最新年度の省エネ基準達成率 100% 以上

### 《統一省エネラベルって?》

家電の省エネ性能や年間電気代を星の数などで分かりやすく表示したものです。目安となる年間電気料金がひと目で分かります。

※統一省エネラベルは、購入する店舗、または下記の省エネ型製品情報サイト等で確認できます。 ⇒ <https://seihinjyoho.go.jp/index.html> (経済産業省資源エネルギー庁 HP)



【対象者】 日野町に住民登録があり、自身が居住する町内の自宅に省エネ家電を設置する方

【補助金額】 補助率 1/2 (上限 5 万円) ※ 1 世帯 1 回限り

【補助対象経費】 家電本体購入費、設置工事費、配送料、消費税・地方消費税

【対象期間】 令和 8 年 2 月 4 日以降に購入したもの 【申請期限】 令和 8 年 9 月 30 日 (水) まで

※予算額に達した時点で受付を終了します。購入をお考えの方は予算状況をお問い合わせのうえ購入をお願いします。

【問合せ先】 役場企画政策課 (電話 72-2101)



# 日野町物価高対応子育て応援手当のお知らせ

町では、国の重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の保護者等に対し負担軽減を図るため、対象児童1人につき5万円を支給します。

申請期限  
**3/2**  
(月)まで

## 支給対象者 (令和7年9月30日時点で町に住所を有する保護者等)

- ①町から児童手当を受給している人
  - ・令和7年9月分(※)の児童手当受給者  
(※令和7年9月に出生した児童については10月分の児童手当受給者)
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ③所属庁(勤務先等)から児童手当を受給している公務員



## 申請方法

### ●上記①に該当する人

⇒申請不要

### ●上記②に該当する人

⇒出生届出後、健康福祉課にて児童手当の手続きをする際に申請の案内を行います。  
また、対象者(1月現在)には、案内チラシと申請書を送付します。必要な書類を揃え、下記窓口まで提出してください。

### ●上記③に該当する人

⇒町ホームページから申請書をダウンロードし、所属庁の証明後、必要な書類を揃え下記窓口まで提出してください。  
詳しくは、所属庁にご確認ください。

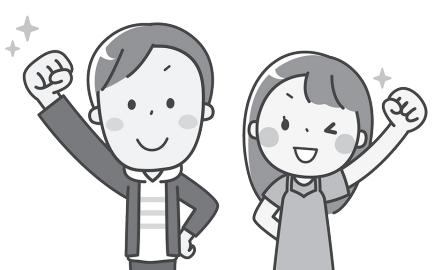
## 提出先

役場健康福祉課または黒坂支所の窓口へ、郵送の場合は役場健康福祉課へ送付してください。

なお、申請書は町ホームページ、役場健康福祉課、黒坂支所の窓口にあります。

# 日野町大学等在学生生活支援給付金支給事業のお知らせ

町では、国の重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける学生等の扶養者の負担軽減と学生等の修学継続を支援するため、大学生等1人につき5万円を支給します。



## 支給対象者 大学生等の扶養者および生計維持者等

(令和8年1月1日時点で町に住民登録をしている人)

## 対象となる大学生等

- ①平成12年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人
- ②国内の大学(専攻科、大学院含む)、短期大学(専攻科を含む)、高等専門学校(第4、第5学年および専攻科に限る)、専門学校(専修学校専門課程上級学科を含む)、予備校(学校法人格を有する予備校に限る)等に在学している学生

## 申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページ、役場健康福祉課、黒坂支所にあります)
- 令和8年1月1日付以降の学生等であることの証明書またはその写し
- 振込先口座の通帳の写し(役場に登録口座がない人、登録口座以外に振込を希望する人のみ)
- 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

## 支給までの流れ

- ①申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに役場健康福祉課または黒坂支所の窓口に提出するか、役場健康福祉課まで郵送してください。
- ②給付金の支給要件に該当する方に対し、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。  
支給日は決定次第、通知書を送付しますのでご確認ください。

申請期限  
**3/10**  
(火)まで

【問合せ先】役場健康福祉課(電話72-0334)